

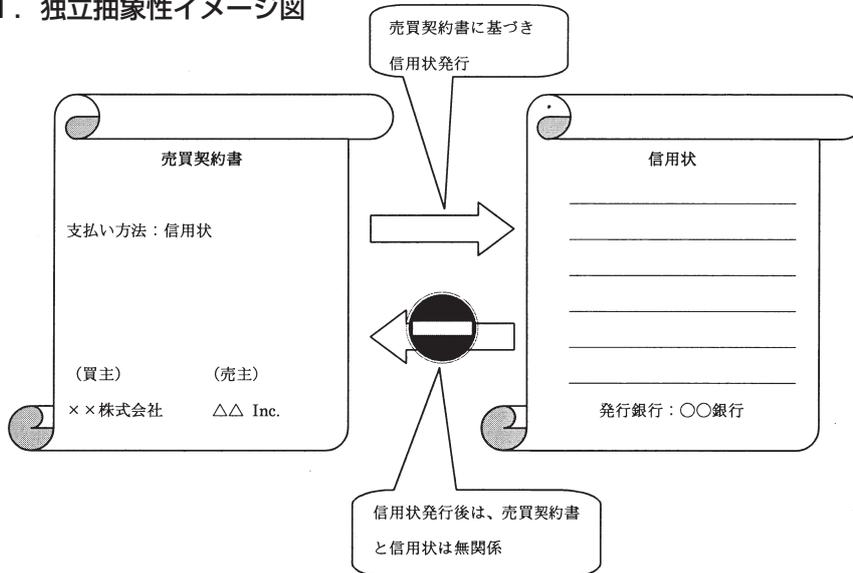
Q₆ 発行銀行が信用状条件どおりの書類を受領して支払った後、売買契約とは異なる物品が到着した場合、発行依頼人は発行銀行への補償（代金決済等）を拒絶することはできますか。

A₆ 拒絶できません。それは、信用状統一規則に準拠する信用状取引において、『独立抽象性』と『書類取引性』という2つの重要な性質があるからです。

1. 独立抽象性

信用状は輸出入契約に基づき発行されるのは当然ですが、いったん発行された後は元の売買契約とは独立し、信用状に規定された条件によってのみ取引されることとなります。これが独立抽象性という性質であり、信用状統一規則第4条a項は「信用状は、その性質上、信用上の基礎となることのできる売買契約その他の契約とは別個の取引である。たとえ契約へのなんらかの言及が信用状に含まれている場合であっても、銀行は、このような契約によりなんら拘束されない。」としています。つまり、信用状が発行された場合、その信用状へ参照事項として関係契約書番号が記載されていても、信用状取引においては、契約書に拘束されることはなく、信用状上で規定された条件によってのみ取扱ってよいとされています。

1. 独立抽象性イメージ図

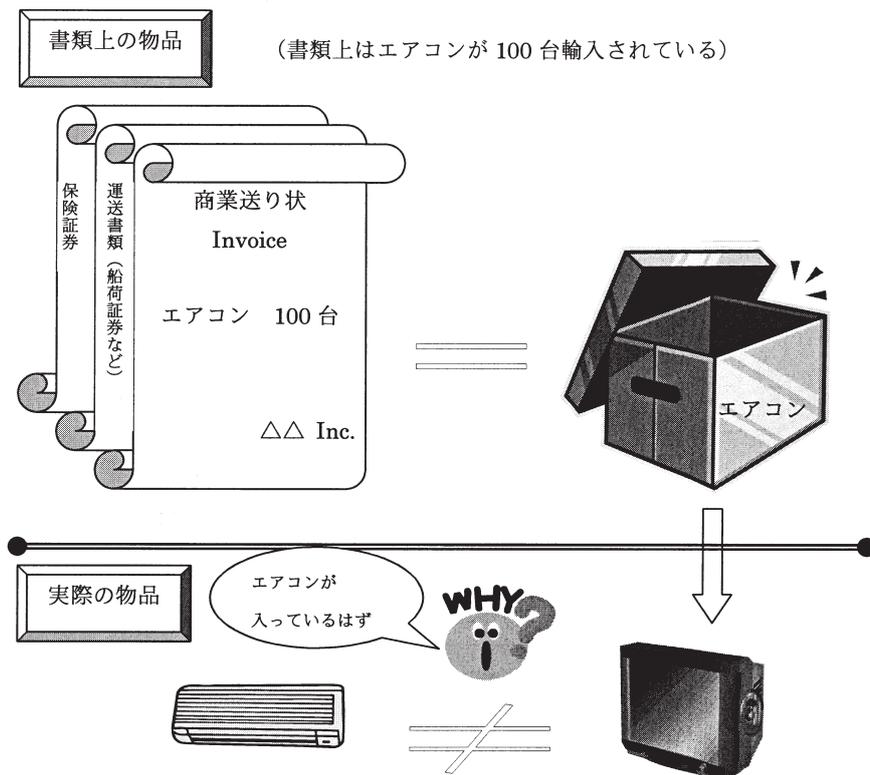


2. 書類取引性

信用状取引において、実際の積荷の中身に関わらず、書類上に記載された内容により判断されるとする性質、すなわち、信用状条件との合致を書類のみにより判断する性質のことを書類取引性といいます。信用状統一規則第5条は、「銀行は、書類を取り扱うのであり、その書類が関係することのできる物品 (goods)、サービス (services) または、履行 (performance) を扱うのではない。」としてい

ます。例えば、信用状発行銀行がエアコンを船積みしたとの記載がある信用状条件と合致した書類の呈示を受け、その書類を受理し、支払いを行った後、実際にはテレビが到着したという場合においても、発行銀行は信用状条件に合致した書類の呈示に対して支払いを行っており、発行依頼人はその書類の受理や発行銀行への補償（支払い）を拒絶することはできません。同様に、商品が不良品であった場合や、数量が不足していた場合など、商品自体に起因するクレームをもとに支払いの拒絶を行うことは、船積書類が文面上信用状条件に合致している限り、できないことを銘記しておくことが必要となります。

2. 書類取引性イメージ図



※信用状取引ではエアコンが100台輸入されているものとして扱う。